

児童手当制度のご案内

児童手当とは？

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する父母等に手当を支給する制度です。児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れた場合、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

【支給額について（児童一人あたり月額）】

年齢区分		所得制限未満の者	①所得制限以上の者	②所得制限以上の者
3歳未満		月額 15,000円	月額 5,000円 ※「特例給付」として 支給	支給なし
3歳～小学生	第1・2子	月額 10,000円		
	第3子以降（注）	月額 15,000円		
中学生		月額 10,000円		

※児童を養育しているかた（受給者）の所得が①所得制限限度額以上の場合（下の限度額表を参照）は、**特例給付**として月額一律5,000円を支給します。②所得制限限度額以上の場合支給なしになります。

（注）「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

【所得制限限度額表】

（単位：円）

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得制限限度額	
	所得額	収入額※	所得額	収入額※
0人	6,220,000	8,333,000	8,580,000	10,710,000
1人	6,600,000	8,756,000	8,960,000	11,240,000
2人	6,980,000	9,178,000	9,340,000	11,620,000
3人	7,360,000	9,600,000	9,720,000	12,000,000
4人	7,740,000	10,021,000	10,100,000	12,380,000
5人	8,120,000	10,421,000	10,480,000	12,760,000

※収入額は、給与収入者の場合で、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額。実際の適用は所得額で行います。

6月の現況届後の支払日は10月10日（木）です。支払日の約1週間前に届く支払通知書で確認をお願いします。



【支給時期は？】

毎年、6月、10月、2月の年3回に原則口座振込をいたします。毎月振込ではありませんので、ご注意ください。振込日は10日になります。（10日が土日祝の場合は金融機関の前営業日になります）なお、支払日の1週間位前に「児童手当・特例給付支払通知書」を郵送します。

- ・6月の手当は、2月～5月分
 - ・10月の手当は、6月～9月分
 - ・2月の手当は、10月～1月分
- の4カ月分をまとめて口座振込します。

【児童手当制度では以下のルールを適用します】

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居しているかたに優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育しているかたを指定すれば、そのかた（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

【現況届について】

児童手当の受給者は毎年6月に「現況届」を提出していただきます。この届出は6月1日現在の児童の養育状況を確認し、6月分以降も支給要件を満たしているかどうかを調べるための届出です。**現況届が提出されないと手当は支給されません**ので、忘れずに手続きをしてください。

詳しくは、別紙「令和6年度 児童手当・特例給付 現況届の提出について」の通知をご確認ください。
【こんな時も届け出が必要になります】

事 項	記入する書類	届け出に必要なもの
出生等により監護する児童が増えたとき	額改定認定請求書	
児童の異動（婚姻、死亡等）があり、監護する児童が減ったとき	額改定届	
児童を養育しなくなった、受給者が転出した、受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届	
受給者が死亡したとき	受給事由消滅届、未支払手当請求書、認定請求書	変更する方の健康保険証、変更する方の通帳
受給者又は児童が氏名住所を変更したとき	氏名・住所変更届	
受給者の振込口座を変更したいとき	金融機関変更届	変更後の通帳

【里帰り出産について】

里帰り出産をして、出生届を邑楽町以外の市町村に提出した場合、その場では児童手当の申請をすることができません（児童手当の申請は、養育者の住民登録のある市町村でしか行えません）。必ず、**出生日の翌日から15日以内**に邑楽町で申請してください。

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当の支給はできません。

【現況届についてよくある質問】

Q 1：健康保険証の写しを貼付ける必要はありますか？
A 1：健康保険証の写しを貼付ける必要はありませんが、『〇〇国民健康保険組合』（全国土木建築国民健康保険組合を除く）の健康保険証をお持ちのかたで厚生年金に加入している場合、「年金加入証明書願」に勤務先から証明を受ける必要があります。
Q 2：現況届の提出が期限に間に合いません。
A 2：提出期限を過ぎてしまった場合でも、現況届は必ずご提出ください。ただし、提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる可能性があります。なるべくお早めにご提出ください。また、現況届の提出がないまま2年が経過すると、時効により受給権が消滅しますのでご注意ください。
Q 3：現況届を提出できているかどうか、電話などで確認できますか？
A 3：皆様からご提出いただいた現況届を数ヶ月かけて順次審査しているため、お問い合わせの都度確認することは困難です。予めご了承ください。なお、記載内容や添付書類に不備がある場合は、順次ご連絡させていただきます。不備なくご提出いただいた方には、10月定期払い前に支払通知書をお送りしますのでご確認ください。
Q 4：現況届の用紙を紛失してしまいました。
A 4：ホームページからダウンロードしていただくか、子ども支援課窓口に用紙がありますのでお越しただいて手続きいただくことも可能です。また、用紙の再送希望の方はご連絡ください。
Q 5：すでに邑楽町外に転出しているのですが、邑楽町への現況届の提出は必要ですか？
A 5：受給者が邑楽町外へ転出した場合、受給者の転出予定日の属する月分までの手当を邑楽町からお支払いすることになります。（例：受給者の転出予定日が令和5年6月1日である場合、6月分までの手当を邑楽町からお支払いします）そのため、転出予定日が令和5年6月1日以降である場合、現況届の提出がないと、6月分から転出予定日が属する月分までの手当が受けられませんので提出が必要です。なお、5月31日以前に転出された方は提出不要です。

【 問い合わせ先 】 邑楽町役場 子ども支援課 児童福祉係 Tel:0276-47-5044